



平成 28 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 エルナー株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 吉田秀俊
(コード番号：6972 東証第2部)
問合わせ 取締役上席執行役員財務経理部長 安藤正直
(TEL 045-470-7252)

第三者割当による新株式発行の失権、主要株主の異動の中止並びに

南通江海電容器股份有限公司との資本業務提携の一部変更に関するお知らせ

平成 28 年 11 月 11 日付「資本業務提携に関する基本合意書の締結及び第三者割当による新株式の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」(以下「11 月 11 日付プレスリリース」という。)並びに平成 28 年 11 月 29 日付「南通江海電容器股份有限公司との資本業務提携に関するお知らせ」(以下「11 月 29 日付プレスリリース」という。)にてお知らせした、南通江海電容器股份有限公司(以下「南通江海電容器」という。)を割当先とする第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当」という。)について、払込期日である本日払込みがなされず、本第三者割当に係る全株式が失権することとなりましたので、下記の通りお知らせします。

これに伴い、11 月 11 日付プレスリリースにてお知らせした、本第三者割当による当社の主要株主の異動は生じないこととなり、また、11 月 11 日付プレスリリース並びに 11 月 29 日付プレスリリースにてお知らせした、南通江海電容器との資本業務提携(以下「本資本業務提携」という。)の内容の一部に変更が生じることとなりますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 第三者割当による新株式発行の失権について

11 月 11 日付プレスリリース並びに 11 月 29 日付プレスリリースにてお知らせ致しました本第三者割当について、払込期日である本日払込金額の総額である 999,978,000 円の払込みが行われず、失権することとなりました。

割当予定先である南通江海電容器からは、本第三者割当にかかる払込金額全額の準備を完了していたものの、海外企業への送金に関する中国当局の許認可が得られておらず、本日、払込金額の送金ができない旨の説明を受けました。なお、割当予定先が当該許認可を得られる時期については未定であります。今後の対応を決定次第速やかに開示いたします。

2. 主要株主の異動の中止について

11 月 11 日付プレスリリースにてお知らせ致しました通り、当社の主要株主が異動する予定でありましたが、本第三者割当の失権に伴い、当該主要株主の異動は生じないこととなりました。

3. 南通江海電容器股份有限公司との資本業務提携の一部変更について

11 月 11 日付プレスリリース並びに 11 月 29 日付プレスリリースにてお知らせ致しました通り、本第三者割当は本資本業務提携の一環として実行される予定であったことから、本資本業務提携の内容である払込みに関する事項等について変更が生じることとなりますが、変更の内容については現段階では未定であるため、内容を決定次第速やかに開示いたします。

以 上